

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
鉄道技術開発費補助金繰入基準

令和 7 年 3 月 1 8 日機構規程第 4 6 号

(通則)

第 1 条 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という。）が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 1 4 年法律第 1 8 0 号。以下「機構法」という。）第 1 7 条第 2 項に基づき実施する鉄道技術開発費補助金（以下「補助金」という。）の繰り入れは、機構法及び同法施行令（平成 1 5 年政令第 2 9 3 号。）並びに補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号。）及び同法施行令（昭和 3 0 年政令第 2 5 5 号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この繰入基準の定めるところによる。

(目的)

第 2 条 この繰入基準は、鉄道技術開発(超電導磁気浮上方式鉄道に係る技術開発を除く。)を促進し技術水準の向上を図ることを目的として、助成勘定から建設勘定に対して繰り入れする補助金について、補助の対象、補助金に係る申請、補助金の繰り入れその他の取扱いに関する細目を定め、もって補助金の適正かつ効率的な執行を図ることを目的とする。ただし、鉄道事業及び軌道を敷設した運輸事業の脱炭素化に関する調査、鉄道事業者及び軌道経営者が所有する資産を活用した脱炭素化に資する施設の整備等に関する調査を除く。

(補助金対象事業及び補助金の額)

- 第 3 条 補助金の繰り入れの対象となる事業は、機構が行う鉄道技術開発のうち、新技術の鉄道への応用等に係る基礎的、基盤的技術開発及び安全対策、環境対策に係る技術開発（以下、「補助対象鉄道技術開発」という。）とする。
- 2 補助金の額は、補助対象事業に要する経費に補助率を乗じて得た額とする。
- 3 前項の補助率は、2 分の 1 とする。

(補助金の繰り入れ申請)

第 4 条 機構の鉄道建設業務を掌理する副理事長（以下「副理事長」という。）は、建設勘定への補助金の繰り入れを受けようとするときは、補助金繰入申請書(第 1 号様式)及び補助対象鉄道技術開発について第 2 号様式により

作成した実施計画書(以下「鉄道技術開発実施計画書」という。)を理事長に提出するものとする。

(補助金の繰り入れ決定及び通知)

第5条 理事長は、前条による補助金繰入申請書及び鉄道技術開発実施計画書の提出があったときは、これを審査し、所要の手続きのうえ、補助金の繰り入れ決定を行い、補助金繰入決定通知書(第3号様式(増(減)額の繰り入れの決定にあつては第3号様式の2))を副理事長に通知するものとする。

(申請の取下げ期日)

第6条 副理事長は、繰り入れ決定の内容又はこれに付した条件に不服があることにより、補助金の繰り入れの申請を取り下げようとするときは、理事長が指定する期日までにその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(技術開発実施計画の変更)

第7条 副理事長は、鉄道技術開発実施計画を変更しようとする場合は、鉄道技術開発実施計画変更承認申請書(第4号様式)に鉄道技術開発実施計画変更書(第2号様式)を添えて、理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、鉄道技術開発費補助金交付要領(昭和62年6月29日官鉄施第61号、以下「交付要領」という。)第7第1項ただし書の規定に基づき大臣が定める軽微な変更にあつてはこの限りではない。

2 理事長は、鉄道技術開発実施計画の変更についての承認申請があつたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、所要の手続きのうえ、これを承認するものとし、鉄道技術開発実施計画変更承認書(第5号様式)により副理事長に通知するものとする。

3 副理事長は、鉄道技術開発実施計画について、第1項ただし書きの軽微な変更を行った場合には、鉄道技術開発実施計画変更届(第6号様式)に鉄道技術開発実施計画変更書(第2号様式)を添えて、理事長に届け出なければならない。

(補助金の繰り入れの条件)

第8条 次に掲げる事項は、理事長が補助金の繰り入れを決定する場合に付する条件となるものとする。

- (1) 機構法及び機構法施行令並びにこの繰入基準に従わなければならないこと。
- (2) 第12条の規定により補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に繰り入れを受けた補助金の一部を返還すべきときは、理事長が指定する期日までに、その補助金の一部の建設勘定から助成勘定への繰り入れについて、必要な手続きをとらなければならないこと。

- (3) 補助対象鉄道技術開発に係る雑収入が生じたときは、当該雑収入に第3条第3項に定める補助率を乗じて得た額を、補助金として繰り入れした額を上限として建設勘定から助成勘定への繰り入れについて、必要な手続きをとらなければならないこと。
- (4) 補助対象鉄道技術開発のうち、交付要領第8第4号の規定に基づき大臣が定めるものについては、前号にかかわらず、交付要領第8第4号の規定に基づき大臣が定めるところにより、当該技術開発の成果の利用により、収益を得た者から当該収益の一部を納付金として徴収し、その全部または一部を、補助金として繰り入れした額を上限として建設勘定から助成勘定への繰り入れについて、必要な手続きをとらなければならないこと。
- (5) 補助対象鉄道技術開発によって取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を処分しようとするときは、第16条に定めるところにより、理事長の承認を受けなければならないこと。

(状況報告)

第9条 副理事長は、補助対象鉄道技術開発の実施状況について、理事長の要求があったときは、すみやかに、鉄道技術開発実施状況報告書(第7号様式)を理事長に提出しなければならない。

2 副理事長は、補助対象鉄道技術開発が年度内に完了しない見込みであるときは、鉄道技術開発実施状況報告書(第7号様式)にその理由を付して、補助対象鉄道技術開発を実施する年度(以下「開発実施年度」という。)の3月10日までに理事長に提出しなければならない。

3 副理事長は、補助対象鉄道技術開発の遂行が困難になったときは、すみやかに、鉄道技術開発実施状況報告書(第7号様式)にその理由を付して理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 副理事長は、補助対象鉄道技術開発が完了したときは、その日から20日を経過した日又は開発実施年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに鉄道技術開発完了実績報告書(第8号様式)を理事長に提出しなければならない。ただし、補助対象鉄道技術開発の全部が開発年度内に完了しない場合には、開発実施年度の翌年度の4月20日までに鉄道技術開発年度終了実績報告書(第9号様式)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の概算繰り入れの請求)

第11条 副理事長は、補助金の概算繰り入れを受けようとするときは、第11号様式による請求書を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び通知)

第12条 理事長は、第10条に規定する鉄道技術開発完了実績報告書の提出を

受けたときは、これを審査し、その内容が正当であると認めたときは、所要の手続きのうえ繰り入れすべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(第10号様式)により、副理事長に通知するものとする。

(補助金に関する整理)

第13条 副理事長は、補助金の繰り入れに関する特別の帳簿を備え、繰り入れを受けた補助金を補助対象鉄道技術開発の区分ごとに配分して整理しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿は、毎年度の補助金額及びその累積額並びにそれらの総額が明らかになるような様式のものとしなければならない。

(取得財産等に関する整理)

第14条 副理事長は、取得財産等に関する特別の帳簿を備え、取得財産等の状況及びその取得のために充てられた補助金額を把握できるように整理しておかなければならない。

- 2 前項の帳簿は、補助対象鉄道技術開発の区分ごとに、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所及び財産価格並びに取得財産等に係る補助金額その他の事項が明らかになるような様式のものとしなければならない。

(関係書類の保存)

第15条 副理事長は、取得財産等の現状等を明らかにしておくため、次の各号に掲げる書類を保存しておかなければならない。

- (1) 第13条及び第14条に規定する帳簿
- (2) 取得財産等の得喪に関する書類
- (3) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

- 2 前項の書類の保存期間は、取得財産等の処分を行った年度の終了後5年間保存しなければならない。

(取得財産等の処分の制限等)

第16条 副理事長は、取得財産等(適正化法施行令第13条第1号から第3号までに掲げる財産及び同令第9条第2項の規定により読み替えて適用する同令第13条第4号又は第5号の規定により理事長が定める財産に限る。)を処分しようとする場合には、その取得財産等の所在場所、価格、処分の理由その他必要な事項を明らかにして理事長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定は、目的とする技術開発を完了し、かつ交付要領第17第2項の規定に基づき大臣が定める期間を経過した取得財産等については適用しない。

(技術開発結果の公表)

第17条 副理事長又は補助対象鉄道技術開発に従事する者は補助金に係る技術開発の経過又は結果の全部若しくは一部を公表刊行し、若しくは新聞、雑

誌等に掲載する場合において当該技術開発が国の補助に係るものである旨を明らかにし、かつ、事前にその内容を理事長に提出しなければならない。ただし、第10条の規定による報告が提出された後にあっては、この限りでない。

(工業所有権)

第18条 副理事長は、補助対象鉄道技術開発の結果について工業所有権を出願し、又はその登録を取得した場合においては遅滞なく理事長にその旨を報告しなければならない。

2 副理事長は、補助対象鉄道技術開発の結果について工業所有権を取得した場合においては、国、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構又は鉄道事業者等(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業を営営する者及び軌道法(大正10年法律第76号)第3条に規定する軌道を敷設して運輸事業を営営する者をいう。)に対してその実施を許諾しなければならない。

(監督)

第19条 理事長は必要と認めるときは、機構について補助対象鉄道技術開発の実施状況若しくは補助金の経理について検査を行い、又は報告の提出を求めることができる。

附 則 この繰入基準は、令和7年4月1日から施行する。

(第 1 号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

鉄道技術開発費補助金繰入申請書

年度における鉄道技術開発に係る鉄道技術開発費補助金 円
を繰り入れされるよう独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術
開発費補助金繰入基準第 4 条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 鉄道技術開発経費の配分、使用方法及び事業の計画

年度の技術開発に関しては、第 2 号様式の 年度補助対象鉄道
技術開発実施計画書中の当該年度の欄に記載のとおり。

(第2号様式)

年度補助対象鉄道技術開発実施計画（変更）書

- 1 技術開発の区分
- 2 技術開発の区分ごとの開発目的と開発内容
- 3 技術開発の経費の内訳

(単位：円)

区 分	補助対象鉄道技術開発計画額				本年度の計画額内訳						開発完了 予定期日	備 考
	総計画額	年度まで (実績)	年度	年度 以 降	施設費	機械器 具 費	原材料費・ 消耗品費	役務費・ 外注費	直接人 件 費	その他の 経 費		
合 計												

- (注) 1 補助対象鉄道技術開発の区分ごと及び技術開発項目ごとに経費の積算をした書類（別添様式）を添付すること。
- 2 内訳中の「機械器具費」には使用料及び損料を含み、「その他の経費」には旅費、雑費等を記載する。
- 3 予算額の変更の場合は、変更前の数値を上段にかっこ書きすることによって変更の内容が明らかになるように記載するとともに、備考欄に変更の主な理由を記載すること。

(第 2 号様式－別添)

年度補助対象鉄道技術開発実施計画経費積算書

(単位:円)

区分	項目	内容	費目	積算内訳

(第3号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

年度鉄道技術開発費補助金繰入決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度
鉄道技術開発費補助金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援
機構鉄道技術開発費補助金繰入基準（以下「繰入基準」という。）第5条の規
定により下記のとおり繰り入れすることに決定したので、通知する。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金の額	円
- 2 補助金の繰り入れの条件は、次のとおりとする。
 - (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法及び同法施行令並びに繰入基準に従わなければならない。
 - (2) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に繰り入れを受けた補助金の一部を返還すべきときは、理事長が指定する期日までにその補助金の一部の建設勘定から助成勘定への繰り入れについて必要な手続きをとらなければならない。
 - (3) 補助対象鉄道技術開発に係る雑収入が生じたときは、当該雑収入に繰入基準第3条第3項に定める補助率を乗じて得た額を、補助金として繰り入れした額を上限として建設勘定から助成勘定への繰り入れについて必要な手続きをとらなければならない。
 - (4) 補助対象鉄道技術開発のうち、交付要領第8第4号の規定に基づいて国土交通大臣（以下「大臣」という。）が定めるものについては、(3)にかかわらず、交付要領第8第4号の規定に基づいて大臣が定めるところにより、当該技術開発の成果の利用により、収益を得た者から当該収益の一部を納

付金として徴収し、その全部または一部を、補助金として繰り入れした額を上限として建設勘定から助成勘定への繰り入れについて必要な手続きをとらなければならない。

- (5) 補助対象鉄道技術開発によって取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、繰入基準第16条に定めるところにより、理事長の承認を受けなければならない。
- (6) この補助金の交付決定の内容又は条件に不服がある場合における繰入基準第6条の規定による申請の取り下げをできる期間は、年 月 日とする。

(第3号様式の2)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

年度鉄道技術開発費補助金増（減）額繰入決定通知書

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度
鉄道技術開発費補助金については、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援
機構鉄道技術開発費補助金繰入基準（以下「繰入基準」という。）第5条の規
定により下記のとおり増（減）額を繰り入れすることに決定したので、通知す
る。

記

- 1 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
既決定補助金の額	円
今回増（減）額する補助金の額	円
年間補助総額	円
- 2 補助金の繰り入れの条件は、次のとおりとする。
 - (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法及び同法施行令並びに繰入基準に従わなければならない。
 - (2) 補助金の額の確定通知を受けた場合において、既に繰り入れを受けた補助金の一部を返還すべきときは、理事長が指定する期日までにその補助金の一部の建設勘定から助成勘定への繰り入れについて必要な手続きをとらなければならない。
 - (3) 補助対象鉄道技術開発に係る雑収入が生じたときは、当該雑収入に繰入基準第3条第3号に定める補助率を乗じて得た額を、補助金として繰り入れした額を上限として建設勘定から助成勘定への繰り入れについて必要な手続きをとらなければならない。
 - (4) 補助対象鉄道技術開発のうち、交付要領第8第4号の規定に基づいて国

土交通大臣（以下「大臣」という。）が定めるものについては、(3)にかかわらず、交付要領第8第4号の規定に基づいて大臣が定めるところにより、当該技術開発の成果の利用により、収益を得た者から当該収益の一部を納付金として徴収し、その全部または一部を、補助金として繰り入れした額を上限として建設勘定から助成勘定への繰り入れについて必要な手続きをとらなければならない。

- (5) 補助対象鉄道技術開発によって取得し、又は効用の増加した財産を処分しようとするときは、繰入基準第16条に定めるところにより、理事長の承認を受けなければならない。
- (6) この補助金の交付決定の内容又は条件に不服がある場合における繰入基準第6条の規定による申請の取り下げをできる期間は、 年 月 日とする。

(第4号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

鉄道技術開発実施計画変更承認申請書

年度における鉄道技術開発費補助金の補助対象鉄道技術開発について、
別紙のとおり計画を変更したいので、承認されるよう申請します。

(添付書類)

年度補助対象鉄道技術開発実施計画変更書

(第5号様式)

番 号

承認書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長 殿

年 月 日付け 第 号をもって申請のあった 年度の
補助対象鉄道技術開発実施計画の変更については、承認する。

年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

(第6号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

鉄道技術開発実施計画変更届

年度における鉄道技術開発費補助金の補助対象鉄道技術開発について、
別紙のとおり計画を変更したのでお届けします。

(添付書類)

年度補助対象鉄道技術開発実施計画変更書

(第 7 号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

鉄道技術開発実施状況報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術開発費補助金繰入基準第 5 条の規定に基づき通知があった、補助対象鉄道技術開発の実施状況について、同繰入基準第 9 条の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙) 補助対象鉄道技術開発実施状況表 (第 7 - 2 号様式)

又は

(別紙) 補助対象鉄道技術開発実施状況表 (第 7 - 3 号様式)

又は

(別紙) 補助対象鉄道技術開発実施状況表 (第 7 - 4 号様式)

(第7－2号様式)

補助対象鉄道技術開発実施状況表

(単位：円)

区 分	計 画 額 A	実 績 額 B	進 捗 率 B/A(%)	計画額との 差 額 A－B	今後の実施見込額				備 考
					第 四半期	第 四半期	第 四半期	そ の 他	

(注) 1 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。

2 特に著しい工程の変更をとまなうものについては、その主な理由等を備考欄に記載すること。

(第7－3号様式)

補助対象鉄道技術開発実施状況表

(単位：円)

区 分	計 画 額 A	3月末までの 実績見込額 B	計画額との 差 額 A－B	計画額との差額の内訳			備 考
				年度内に完 了しない分	遂行が困難 となった分	そ の 他	

(注) 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。

(第7－4号様式)

補助対象鉄道技術開発実施状況表

(単位:円)

区 分	計 画 額 A	年 月 日 までの実績額 B	計画額との 差 額 A－B	計画額との差額の内訳		備 考
				遂行が困難となった分	その他	

(注) 計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。

(第8号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

鉄道技術開発完了実績報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術開発費補助金繰入基準第5条の規定に基づき通知があった、補助対象鉄道技術開発の完了実績について、同繰入基準第10条の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙1) 補助対象鉄道技術開発完了実績表

(別紙2) 鉄道技術開発費補助金精算調書

(第8号様式 別紙1)

補助対象鉄道技術開発完了実績表

(単位:円)

区 分	計 画 額	実 績 額	実績額の内訳						備 考
			施設費	機械器具費	原材料費・ 消耗品費	役務費・ 外注費	直接人件費	その他の 経 費	
合 計									

(注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載し、当初の計画額を上段にかっこ書きすること。

2 計画額と実績額との差額が大きいものについては、その理由を備考欄に記載すること。

(第8号様式 別紙2)

鉄道技術開発費補助金精算調書

(単位：円)

区分	繰入決定額 A	計 画 額 B	実 績 額 C	計画額との差 額 D	雑収入 E	精算補助金額 F	概算繰入受領 済額 G	差引補助金未受 領額 (△返還) $H = F - G$	備 考
合 計									

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載すること。
- 2 雑収入については、備考欄に主な内訳を記載すること。
- 3 精算補助金額は、実績額から雑収入を減じた額に補助率を乗じた額を記載すること。

(第9号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

鉄道技術開発年度終了実績報告書

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術開発費補助金繰入基準第5条の規定に基づき通知があった、補助対象鉄道技術開発の年度終了実績について、同繰入基準第10条の規定により別紙のとおり報告します。

(別紙) 補助対象鉄道技術開発年度終了実績表

(第9号様式 別紙)

補助対象鉄道技術開発年度終了実績表

(単位:円)

区 分	計 画 額	実 施 額	計画額との 差 額	進捗率 (%)	今後の実績見込み額		開発完了 予定期日	備 考
					繰越額	その他		

- (注) 1 当初の計画額に変更があった場合は、変更後の計画額を記載し、当初の計画を上段にかっこ書きすること。
2 計画額との差額について、その主な理由を備考欄に記載すること。

(第 1 0 号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長

鉄道技術開発費補助金の繰入額の確定通知書

年 月 日付け 第 号をもって完了実績報告のあった補助対象鉄道技術開発の実施については、これを認定し、鉄道技術開発費補助金の繰入額を下記のとおり確定したので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術開発費補助金繰入基準第 1 2 条の規定により通知する。

記

確定補助金額 円

(第 1 1 号様式)

番 号
年 月 日

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
理事長 殿

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
副理事長

年度鉄道技術開発費補助金概算繰入請求書

年 月 日付け 第 号で繰入決定の通知を受けた標記補助金について、下記のとおり概算繰入を受けたいので、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構鉄道技術開発費補助金繰入基準第 1 1 条の規定により請求します。

記

- | | | |
|---|-------------------|---|
| 1 | 鉄道技術開発費補助金繰入決定通知額 | 円 |
| 2 | 概算繰入請求額 | 円 |
| 3 | 概算繰入請求額算出基礎（別紙） | |

(第 1 1 号様式 別紙)

鉄道技術開発費補助金概算繰入請求額算出基礎

(単位:円)

区 分	計 画 額	前回までの 概算繰入累計 額	今回概算繰入予定額						
			施設費	機械器具費	原材料費・ 消耗品費	役務費・ 外注費	直接人件費	その他の 経 費	計
合 計									

(注) 当初の計画額に変更があった場合は、最終の計画額を記載すること。

